

鹿児島県医師信用組合の現況

2026 DISCLOSURE

鹿児島県医師信用組合

〒890-0053 鹿児島市中央町8番地1

(鹿児島県医師会館・1階)

TEL (099) 251-3821

FAX (099) 252-6184

<https://www.kagoshima.med.or.jp/sinyou/index.html>

E-mail: sinyou@kagoshima.med.or.jp

項 目	ページ	項 目	ページ
ごあいさつ	1	【パーゼルⅢ第3の柱による開示】	15～24
当組合のあゆみ（沿革）	1	自己資本の構成に関する事項	15
事業方針	1	金利リスクに関する事項	16
事業の組織	2	自己資本調達手段について	17
役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）	2	自己資本の充実度に関する評価方法について	17
組合員の推移	2	信用リスクについて	17
【経営環境・事業概況】	3	証券化エクスポージャーに関する事項	17
事業概況等	3	オペレーショナル・リスクについて	17
【経理・経営内容】	4～12	出資その他これに類するエクスポージャーについて	17
貸借対照表・注記	4～8	銀行勘定における金利リスクについて	17
損益計算書	9	信用リスク削減手法等について	17
剰余金処分計算書	10	派生商品取引および長期決済期間取引の相手方のリスク	17
業務粗利益および業務純益等	10	管理の方針および手続の概要	
経費の内訳	10	信用リスクとオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額	18
役務取引の状況	10	三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	18
退職給付引当金の状況	10	一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	18
業務純益	10	期中に償却した全ての貸出金償却の額	18
受取利息および支払利息の増減	10	自己資本の充実の状況（信用リスク・アセット、所要自己資本額）	19
有価証券の種類別の残存期間別の残高	10	信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高	20
主要な経営指標等の推移	11	業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等	20
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	11	リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	20
預貸率および預証率	11	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	20
その他業務収益の内訳	11	標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォ	21～22
総資金利鞘等	11	リオの区分ごとの内訳	
総資産利益率	11	標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの	23～24
固定金利および変動金利の定期預金残高	11	区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	
固定金利および変動金利の貸出金残高	11	【その他業務】	25
報酬体系	11	代理貸付残高の内訳	25
有価証券、金銭の信託等の評価	12	手数料	25
【資金調達】	13	主要な事業の内容	25
預金種目別平均残高	13	内国為替取扱実績	25
預金者別預金残高	13	店舗一覧表	25
【資金運用】	13	地区一覧	25
貸出金種類別平均残高	13	法定監査の状況	25
有価証券種類別平均残高	13	苦情処理措置	25
貸倒引当金の内訳	13	紛争解決措置	25
貸出金担保別残高	13	【総代会に関する開示】	26
住宅ローン残高	13	【地域密着型金融に関する開示】	27
貸出金使途別残高	13	【「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針】	28
貸出金業種別残高・構成比	13	【「経営者保証に関するガイドライン」への対応】	28
【貸出金等に関する指標】	14	【中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取	29
貸出金償却額	14	り組み状況】	
協金法開示債権（リスク管理債権）および金融再生法開	14	【地域貢献に関する開示】	30
示債権の保全・引当状況		【財務諸表の適正性、内部監査の有効性についての確認】	30
【リスク管理体制・法令遵守体制】	14	【マネー・ローndリング、テロ資金供与および拡散金融対策】	31
リスク管理体制	14		
法令遵守（コンプライアンス）体制	14		

《ごあいさつ》

皆様には、日頃より格段のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和7年度・第67期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

鹿児島県医師信用組合は、先生方にお役に立てる金融機関として、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいります。一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。



鹿児島県医師信用組合 理事長 牧角 寛郎

《当組合のあゆみ(沿革)》

昭和34年	6月12日	／	組合設立総会開催
昭和34年	6月25日	／	鹿児島県知事より組合設立認可
昭和34年	6月30日	／	組合設立 初代組合長(理事長) 楠元 康雄
昭和34年	7月4日	／	営業開始 組合員数719人 出資金6,275千円
昭和35年	8月15日	／	医療金融公庫(独立行政法人福祉医療機構)と代理業務委託契約
昭和39年	5月11日	／	第2代組合長(理事長) 花牟禮 淳二郎
昭和45年	10月1日	／	全国信用協同組合連合会内国為替業務の取り扱い開始
昭和46年	7月1日	／	預金保険機構へ加盟
昭和51年	5月11日	／	第3代組合長(理事長) 鎌田 政寛
昭和53年	11月25日	／	全国信用協同組合連合会と代理業務委託契約
昭和54年	6月1日	／	鹿児島県知事と県税収納代理金融機関契約
昭和54年	8月1日	／	オフ・ラインコンピュータ導入・スタート
昭和55年	5月24日	／	第4代理事長 豊島 文雄
昭和59年	5月25日	／	第5代理事長 市来 健史
昭和59年	8月13日	／	全国銀行内国為替データ通信システムの取り扱い開始
昭和59年	12月1日	／	全国信用協同組合連合会と国庫金振込業務委託契約
昭和63年	4月1日	／	オン・ラインコンピュータ導入・スタート(県医師会共同オン・ライン)
平成元年	4月1日	／	保証融資制度の取り扱い開始 (株)鹿児島カードと保証委託契約
平成2年	5月30日	／	第6代理事長 鮫島 耕一郎
平成6年	12月9日	／	全国信用協同組合連合会と信用組合団体生命保険委託契約
平成14年	6月29日	／	第7代理事長 米盛 學
平成15年	3月17日	／	全国しんくみ保証㈱との保証委託契約
平成16年	10月23日	／	第27回全国医師信用組合連絡協議会(鹿児島県主催)
平成21年	6月30日	／	組合創立50周年
平成21年	11月16日	／	SKCセンター加盟(全国信組共同オン・ライン)
平成22年	6月26日	／	第8代理事長 池田 琢哉
平成26年	3月31日	／	期末残高で預金積金額300億円を達成
平成30年	4月1日	／	全国しんくみ保証㈱とのいしんネットフリーローン取扱開始
平成31年	1月4日	／	新型住宅ローン(8大疾病)取扱開始
令和元年	6月30日	／	組合創立60周年
令和2年	3月31日	／	期末残高で11年ぶりに融資額100億円に到達
令和3年	11月25日	／	医業経営「プライム」取扱開始
令和5年	3月31日	／	期末残高で預金積金額400億円を達成
令和5年	11月11日	／	第46回全国医師信用組合連絡協議会(鹿児島県主催)
令和6年	1月4日	／	SBI 生命団体信用生命保険制度開始
令和6年	6月29日	／	第9代理事長 牧角 寛郎

《事業方針》

■基本方針

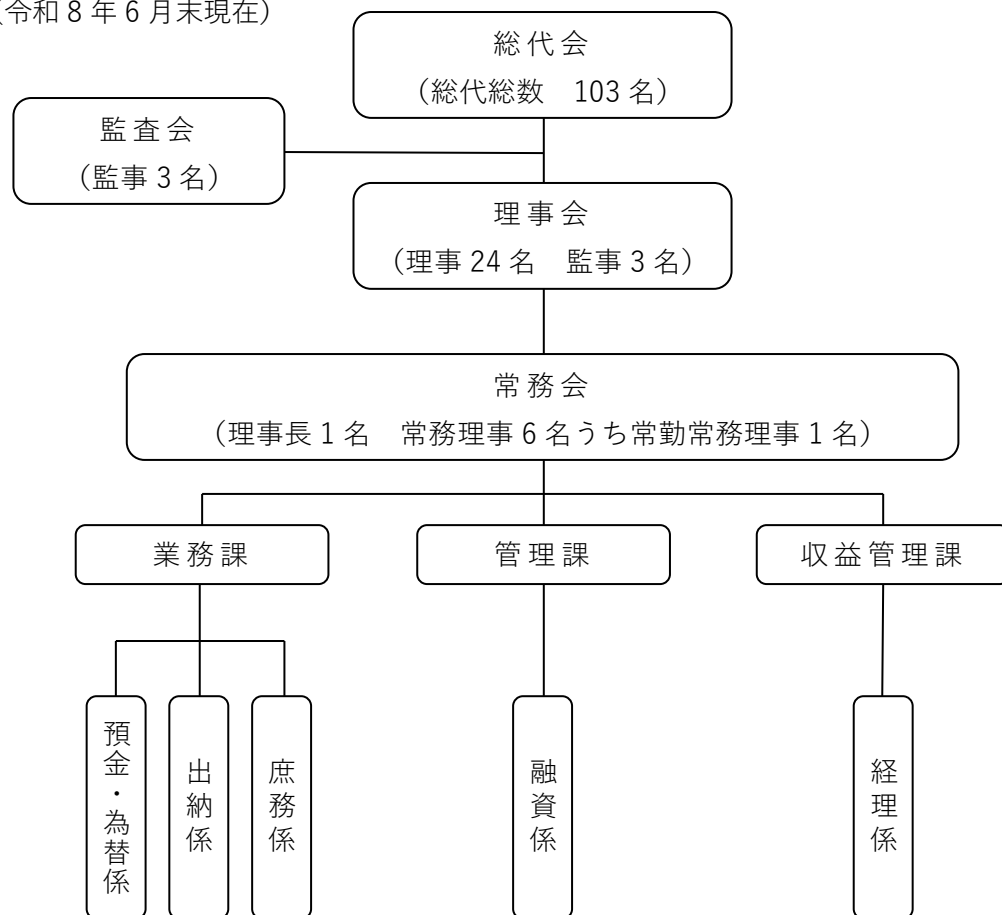
- (1)経営の健全確保と経営体質の強化・充実
- (2)組合利用の推進
- (3)リスク管理の強化と法令遵守体制の強化

■経営理念

- (1)鹿児島県医師会とともに歩み、医師会の発展に貢献する。
- (2)組合員の医業経営基盤の確立並びに福利厚生に寄与する。
- (3)組合員に親しまれ、信頼され、利用される組合となる。
- (4)協同組合組織の金融機関として、健全な発展を続ける。

《事業の組織》

(令和8年6月末現在)



《役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）》

※令和8年6月20日現在

理事長	牧 角 寛 郎	理 事	池 田 大 輔	理 事	田 代 達 也
常務理事	大 西 浩 之	理 事	尾 辻 和 彦	理 事	手 塚 善 久
常務理事	桶 谷 薫	理 事	宮之原 正 和	理 事	池 田 誠
常務理事	中 島 均	理 事	寺 田 歩	理 事	山 内 慎 介
常務理事	黒 田 篤	理 事	今 林 正 典	理 事	内 村 友 則
常務理事	佐 藤 昭 人	理 事	中 村 嘉 彦	理 事	稲 源一郎
常務理事	田 畑 信 夫	理 事	椎 野 年 治	監 事	長 友 医 継
理 事	上ノ町 仁	理 事	堀之内 都 基	監 事	田 上 寛 容
理 事	岩 川 俊 二	理 事	來 仙 隆 洋	監 事	高 橋 雷 太

《組合員の推移》

(単位：人)

区 分	令和6年度	令和7年度
個 人	2,336	2,320
法 人	599	580
合 計	2,935	2,900

【経営環境・事業概況】

《事業概況等》

令和7年度の経済動向を振り返ると、4月に米国の大規模な相互関税政策の導入により、世界的な経済活動の混乱が起り、景気減速への影響が懸念されました。しかし、その後、米国と各国との交渉によって、マーケット市場は落ち着きを取り戻し、国内企業の業績も堅調に推移するなど、わが国の景気は緩やかに回復しているとされます。

日経平均株価は、初の女性首相として高市政権が発足した10月に、「サナエノミクス」と呼ばれる責任ある積極財政による景気対策への期待もあって、5万円の大台を初めて超え、年が明けた2月には、終値で最高値の58,850円を記録するなど、市場マーケットでは上昇を基調とした1年となりました。

しかし、為替相場においては、円安ドル高の推移により、食料品を中心とした物価高騰が続き、2年連続で賃金伸び率が5%となったものの、個人消費では力強さを欠いた展開となりました。また、今年2月、米国とイスラエルによるイランへの攻撃により、原油価格の高騰を招く事態となっており、今後のわが国経済、あるいは世界経済の動向に、影を落とす形になっています。

一方、当組合を取り巻く金融環境においては、この1年、日銀による政策金利の見直しにより、17年ぶりに「金利のある世界」へ移行したことから、各金融機関で、預金・貸出金の金利引き上げが、随時行われました。このため、預金・貸出金の推進において、他金融機関との競合が強まり、当組合では、特に預金での残高減少が顕著となりました。

そうした環境のなか、令和7年度は、新たにスタートした「第3次中期経営計画（3ヶ年計画）」に基づき、預金増強に向けた定期預金預け替えキャンペーン、マイカー・学資の消費性融資での金利優遇キャンペーンを実施し、また、預け金・有価証券での効率的な運用、経費削減に努めて、最終的な当期純利益は、計画を上回る黒字を確保いたしました。

当組合においては、今後も、日銀による政策金利変更に伴い、預金調達コストはさらに増加し、預金獲得・融資推進面での他金融機関との競合において、一層厳しさを増すことが予想されます。

このため、当組合では、引き続き、『第3次中期経営計画』に沿って、「組合員のための金融機関」として、商品性・利便性の向上に努め、組合員の加入・利用促進に繋げてまいります。

①組合員数

組合員数は総数2,900名、前年比で35名の減少となりました。内訳では、「勤務医（B・C）」が7名の増加となったものの、「開業医（A）」は30名、「法人等その他」は12名の減少となりました。

加入率では、「開業医（A）」、「勤務医（B・C）」いずれも0.9%の低下となりました。

②預金

預金の令和8年3月末残は350億84百万円。前年度末に比べ44億42百万円減少し、年伸率マイナス11.2%となりました。内訳は、流動性預金123億4百万円、定期性預金227億80百万円で、前年度末より、それぞれ19億24百万円、25億18百万円減少しました。

③貸出金

貸出金の令和8年3月末残は82億39百万円で、前年度末より、4億82百万円の減少。年伸率はマイナス5.5%となりました。

内訳は、事業性資金が11億13百万円、消費性資金が68億35百万円で、前年度末との比較では、事業性資金、消費性資金、それぞれ1億54百万円、2億93百万円のマイナスとなりました。

④預け金・有価証券

預け金及び有価証券の令和8年3月末残は、合計で295億7百万円。内訳は、預け金154億18百万円、有価証券140億88百万円。前年度末と比べると、預け金が32億57百万円、有価証券が7億65百万円の減少、総体で40億22百万円の減少となりました。

預け金の大幅な減少の要因は、原資である預金残高の減少が挙げられ、有価証券の減少要因は、購入額を上回る満期償還、また、3月末時点の評価損等が挙げられます。

なお、預け金・有価証券においては、利回りの高い全国信用協同組合連合会の定期預金や、比較的高利回りの地方債を中心に運用を行いました。

⑤当期純利益

当期純利益は72,452千円で、前年度末比で35,913千円の増加となり、令和7年度計画（11,038千円）を61,414千円上回る着地となりました。

計画比プラスは、預金金利引上げに伴う支払利息への影響が緩やかであったことや、経費の執行率を抑えられたこと、計画を上回る預け金・貸出金の利息収入や、団信保険還付金等が要因にあります。

⑥自己資本比率

経営の健全性を示す自己資本比率は、19.40%で、前年度より1.91ポイントの上昇となりました。

自己資本比率の上昇は、令和7年3月より、新たな資本規制であるバーゼルⅢの適用によりリスク量の算出方法が変更され、また、令和7年度は、リスク・アセットの高い事業債（劣後債）の満期償還等もあり、総体のリスク量が減少したことが要因として挙げられます。

なお、国内金融機関の基準である4.00%は大きく上回っている状況にあります。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
組合員(名)	3,019	3,006	2,969	2,935	2,900
預 金(億円)	379	407	415	395	350
貸出金(億円)	103	98	94	87	82
預け金・有価証券(億円)	308	338	351	335	295
当期純利益(百万円)	35	38	40	36	72
自己資本比率(%)	14.45	14.99	15.64	17.49	19.40

【経理・経営内容】

《貸借対照表》

(単位:千円)

資 産	令和6年度	令和7年度	負債および純資産	令和6年度	令和7年度
現 金	13,383	12,030	預 金 積 金	39,526,777	35,084,936
預 け 金	18,675,520	15,418,254	普 通 預 金	14,108,671	12,183,972
(うち全信組連預け金)	(18,436,059)	(15,073,431)	別 段 預 金	87,367	85,929
有 価 証 券	14,853,664	14,088,907	納 税 準 備 預 金	32,386	34,799
国 債	1,526,170	1,424,730	定 期 預 金	24,415,805	22,057,263
地 方 債	3,993,770	3,792,420	定 期 積 金	882,546	722,970
社 債	8,577,540	8,044,470	そ の 他 負 債	39,929	90,017
株 式	200	200	未 払 費 用	20,860	46,349
投 資 信 託	755,984	827,087	給 付 補 填 備 金	467	541
貸 出 金	8,721,861	8,239,920	未 払 法 人 税 等	8,340	20,812
手 形 貸 付	-	-	前 受 収 益	9,536	10,185
証 書 貸 付	8,721,861	8,239,920	未 払 諸 税	135	291
そ の 他 資 産	114,525	123,240	払 戻 未 済 金	589	832
全信組連出資金	50,000	50,000	リ ー ス 債 務	-	10,556
前 払 費 用	-	240	仮 受 金	-	448
未 収 収 益	45,087	56,603	退 職 給 付 引 当 金	56,639	59,602
仮 払 金	204	14	繰 延 税 金 負 債	-	-
そ の 他 の 資 産	19,233	16,383	債 務 保 証	3,344	2,212
有 形 固 定 資 産	2,701	12,904	(うち独立行政法人福祉医療機構)	(3,344)	(2,212)
リ ー ス 資 産	-	10,556	負 債 計	39,626,691	35,236,768
その他の有形固定資産	2,701	2,347	出 資 金	28,660	28,086
無 形 固 定 資 産	717	618	普 通 出 資 金	28,660	28,086
ソ フ ト ウ ェ ア	335	237	利 益 剰 余 金	3,147,809	3,218,523
リ ー ス 資 産	-	-	利 益 準 備 金	38,078	38,078
その他の無形固定資産	381	381	特 別 積 立 金	3,034,624	3,079,624
繰 延 税 金 資 産	134,385	185,992	(うち退職給与積立金)	(9,747)	(14,427)
債 務 保 証 見 返	3,344	2,212			
(うち独立行政法人福祉医療機構)	(3,344)	(2,212)	当期末処分剰余金	75,106	100,820
貸 倒 引 当 金	△ 26,144	△ 24,699	組 合 員 勘 定 計	3,176,469	3,246,609
(うち個別貸倒引当金)	(-)	(-)	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 309,202	△ 423,995
			純 資 産 計	2,867,266	2,822,614
合 計	42,493,958	38,059,382	合 計	42,493,958	38,059,382

(注)記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。その関係で合計と内訳を加算した金額とは必ずしも一致しません。(以下の各表における記載金額についても同様であります。)

◎貸借対照表注記

注)

1. 以下の注記についても、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては、移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却(リース資産を除く)は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりです。
○建物 該当なし ○動産 3年～10年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証ならびに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した貸倒引当金の金額が、税法基準により算出した金額を下回るため、税法基準により算出した引当額を計上しております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、実施部門および監査部門において資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引き当てを行っております。
6. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
8. 理事及び監事に対する金銭債権総額 116 百万円
9. 有形固定資産の減価償却累計額 15 百万円
10. 貸出金のうち、破綻先債権額は 8 百万円、延滞債権額は 0 円です。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取り立てまたは弁済の見込がないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。.)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
11. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額はありません。
なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
12. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものであります。
13. 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 8 百万円であり、同債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
14. 出資 1 口当たりの純資産額は、100,498 円 97 銭
15. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A L M)をしております。
 - (2)金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、その他保有目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - (3)金融商品に係るリスク管理体制
①当組合は、信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、常務会を開催し、審議・報告を行っております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスク管理

当組合は、常務会で金利の変動リスクを管理しております。

また、半期ベースで理事会・監査会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、規程に従い行われております。

収益管理課で市場運用商品の購入を行っており、常務会で協議、事前審査、投資額の設定を行い価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの商品については、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は、常務会及び理事会において定期的に報告されております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、常務会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なる場合もあります。

なお、金融商品のうち貸出金・預け金・預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表に含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	15,418	15,406	△11
(2)有価証券			
満期保有目的債券	4,500	4,262	△237
その他有価証券	9,588	9,588	-
(3)貸出金(*1)	8,239		
貸倒引当金(*2)	△24		
	8,215	7,934	△280
金融資産計	37,722	37,192	△529
(1)預金積金(*1)	35,084	34,723	△361
金融負債計	35,084	34,723	△361

(*1)預け金・貸出金・預金積金の時価には、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価格を算定し、当該現在価格を時価としてみなしております。

(2)有価証券

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格により算出しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価格を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価格)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価格を時価とみなしております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	200
組合出資金 (*2)	50,000
合 計	50,200

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象としてはおりません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象としてはおりません。

(注 3) 預け金・貸出金及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金	14,533	885	-	-
有価証券	696	4,516	5,256	2,791
満期保有目的の債券	200	2,600	1,700	-
その他有価証券のうち満期があるもの	496	1,916	3,556	2,791
貸出金(*)	1,215	2,951	2,839	1,233
合 計	16,445	8,353	8,095	4,024

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金	32,555	2,529	-	-
借入金(*)	-	-	-	-
合 計	32,555	2,529	-	-

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1 年以内」に含めております。

17. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、コンピュータ端末機・パソコン等についてリース契約により使用しています。

18. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

○担保提供している資産

① 為替決済保証金 800 百万円 ② 鹿児島県公金収納代理事務取扱担保預金 50 万円

19. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであり、以下 22 まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	100	102	2
	小計	100	102	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	1,900	1,741	△158
	社債	2,500	2,419	△80
	小計	4,400	4,160	△239
合計		4,500	4,262	△237

(注)1. 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	827	779	47
	小計	827	779	47
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	国債	1,424	1,599	△174
	地方債	1,892	2,100	△207
	社債	5,444	5,700	△255
	その他	-	-	-
	小計	8,761	9,400	△638
合計		9,588	10,179	△590

20. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

21. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

22. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

信組情報サービス株式会社 100 千円 株式会社商工組合中央金庫 100 千円

23. その他有価証券のうち満期があるもの、および満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)				
債券	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
国債	-	-	1,213	210
地方債	-	300	3,492	-
社債	696	4,216	550	2,580
合計	696	4,516	5,256	2,791

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産 (単位：百万円)	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	16
その他の有価証券	166
税務上の繰越欠損金	
その他	3
繰延税金資産小計	185
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	
評価性引当金	—
繰延税金資産合計	185
繰延税金負債	
その他有価証券評価額	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	185

【経理・経営内容】

《損益計算書》

(単位:千円)

科 目		令和6年度	令和7年度
経 常 収 益		325,779	380,596
資金運用収益		298,510	364,209
貸出金利息		114,940	126,403
預け金利息		37,528	86,207
有価証券利息配当金		142,268	150,393
その他の受入利息		3,773	1,205
役務取引等収益		3,745	5,403
受入為替手数料		179	211
その他の役務収益		3,566	5,192
その他業務収益		21,444	9,538
その他の業務収益		21,444	9,538
その他経常収益		2,079	1,444
貸倒引当金戻入益		2,079	1,444
償却債権取立益		0	0
その他の臨時収益		-	-
経 常 費 用		278,067	283,803
資金調達費用		40,041	84,354
預金利息		39,812	83,894
給付補填備金繰入額		229	460
役務取引等費用		30,003	26,596
支払為替手数料		848	837
その他の役務費用		4,577	2,602
その他の役務取引等費用		24,577	23,156
その他業務費用		5	-
その他の業務費用		5	-
経 費		194,748	172,851
人 件 費		115,723	100,826
物 件 費		78,900	71,852
税 金		124	172
その他経常費用		13,270	-
貸出金償却		-	-
貸倒引当金繰入額		-	-
その他の経常費用		13,270	-
経 常 利 益		47,711	96,793
特 別 利 益		-	-
固定資産処分益		-	-
特 別 損 失		-	0
固定資産処分損		-	0
その他の特別損失		-	-
税 引 前 当 期 純 利 益		47,711	96,793
法人税、住民税および事業税		12,832	26,517
法 人 税 等 調 整 額		△ 1,660	△ 2,175
法 人 税 等 合 計		11,171	24,341
当 期 純 利 益		36,539	72,452
繰越金（当期首残高）		25,296	28,368
役員退職積立金取崩額		13,270	-
当 期 未 処 分 剰 余 金		75,106	100,820

(注) 出資1口当たりの当期純利益2,579円66銭

【経理・経営内容】

《剰余金処分計算書》

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	75,106	100,820
剰余金処分額	46,738	71,693
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金(年6%)	1,738	1,693
特別積立金	45,000	70,000
(うち退職給与積立金)	4,680	1,920
繰越金(当期末残高)	28,368	29,127

《経費の内訳》

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	115,723	100,826
報酬・給料・手当	83,382	85,283
退職給付費用	22,908	5,363
社会保険料等	9,433	10,178
物 件 費	78,900	71,852
事務費	27,285	27,344
固定資産費	27,559	26,746
事業費	10,182	8,544
人事厚生費	1,344	741
預金保険料	5,852	5,778
有形固定資産償却	2,647	2,599
無形固定資産償却	4,029	98
税 金	124	172
経 費 合 計	194,748	172,851

《業務粗利益および業務純益等》

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	298,510	364,209
資金調達費用	40,041	84,354
資金運用収支	258,469	279,855
役務取引等収益	3,745	5,403
役務取引等費用	30,003	26,596
役務取引等収支	△ 26,257	△ 21,193
その他業務収益	21,444	9,538
その他業務費用	5	-
その他の業務収支	21,439	9,538
業務粗利益	253,650	268,200
業務粗利益率	0.57	0.67
業務純益	58,902	95,348
実質業務純益	58,902	95,348
コア業務純益	58,902	95,348
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	58,902	95,348

《役務取引の状況》

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	3,745	5,403
受入為替手数料	179	211
その他の受入手数料	3,566	5,192
役務取引等費用	30,003	26,596
支払為替手数料	848	837
その他の支払手数料	4,577	2,602
その他の役務取引等費用	24,577	23,156

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

《退職給付引当金の状況》

(単位:千円)

区 分	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高	計上理由 及び算定方法
			目的使用	その他		
退職給付引当金	56,639	2,962	-	-	59,602	
合 計	56,639	2,962	-	-	59,602	

《業務純益》

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
業務純益	58,902	95,348

《受取利息および支払利息の増減》

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	24,208	65,699
支払利息の増減	11,968	44,313

《有価証券の種類別の残存期間別の残高》

(単位:百万円)

国 債	令和6年度	令和7年度
10 年 超	522	210
5 年 超 10 年 以 内	1,003	1,213
1 年 超 5 年 以 内	-	-
1 年 以 内	-	-
合 計	1,526	1,424

(単位:百万円)

投資信託	令和6年度	令和7年度
期間の定めないもの	755	827
合 計	755	827

(単位:千円)

株 式	令和6年度	令和7年度
期間の定めないもの	200	200
合 計	200	200

(単位:百万円)

社 債	令和6年度	令和7年度
10 年 超	2,789	2,580
5 年 超 10 年 以 内	1,647	550
1 年 超 5 年 以 内	3,741	4,216
1 年 以 内	399	696
合 計	8,577	8,044

(単位:百万円)

地 方 債	令和6年度	令和7年度
10 年 超	-	-
5 年 超 10 年 以 内	3,493	3,492
1 年 超 5 年 以 内	-	300
1 年 以 内	500	-
合 計	3,993	3,792

【経理・経営内容】

《主要な経営指標等の推移》

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	293,559	282,078	299,771	325,779	380,596
経 常 利 益	50,619	50,953	56,946	47,711	96,793
当 期 純 利 益	35,852	38,758	40,545	36,539	72,452
預 金 積 金 残 高	37,931,766	40,735,586	41,537,213	39,526,777	35,084,936
貸 出 金 残 高	10,328,904	9,898,462	9,415,308	8,721,861	8,239,920
有 価 証 券 残 高	12,199,642	12,731,973	14,711,980	14,853,664	14,088,907
総 資 産 額	41,311,513	43,920,584	44,720,156	42,493,958	38,059,382
純 資 産 額	3,222,994	3,068,359	3,092,551	2,867,266	2,822,614
自己資本比率（単体）	14.45%	14.99%	15.64%	17.49%	19.40%
出 資 総 額	29,443	29,622	29,142	28,660	28,086
出 資 総 口 数	29443口	29,622口	29,142口	28,660口	28,086口
出 資 に 対 す る 配 当 金	1,761	1,766	1,757	1,738	1,693
職 員 数	8人	9人	9人	10人	10人

(注)残高計数は期末日現在のものです。

《資金運用勘定、調達勘定の平均残高等》

(単位:千円・%)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	令和6年度	43,956,703	298,510	0.67	
	令和7年度	40,025,949	364,209	0.90	
	うち貸出金	令和6年度	9,064,825	114,940	1.26
		令和7年度	8,428,463	126,403	1.49
	うち預け金 (無利息分を除く)	令和6年度	19,524,161	37,528	0.19
		令和7年度	16,553,279	86,207	0.52
	うち有価証券	令和6年度	15,317,716	142,268	0.92
		令和7年度	14,994,206	150,393	1.00
資 金 調 達 勘 定	令和6年度	40,936,693	40,041	0.09	
	令和7年度	36,804,896	84,354	0.22	
	うち預金積金	令和6年度	40,936,492	40,041	0.09
		令和7年度	36,801,166	84,354	0.22

《預貸率および預証率》

(単位:%)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末)	22.06	23.48
	(期中平均)	22.14	22.90
預 証 率	(期 末)	37.57	40.15
	(期中平均)	37.41	40.74

《その他業務収益の内訳》

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
外 国 為 替 売 買 益	-	-
商 品 有 価 証 券 売 買 益	-	-
国 債 等 債 券 売 却 益	-	-
国 債 等 債 券 償 還 益	-	-
金 融 派 生 商 品 収 益	-	-
そ の 他 の 業 務 収 益	21,444	9,538
そ の 他 業 務 収 益 合 計	21,444	9,538

《報 酬 体 系》

- 当組合では、理事全員及び監事全員の報酬体系を開示しております。
- 全役員の報酬は、総代会で支払額総額の最高限度額を決定しております。
- 退職慰労金については、役員退職積立金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
- 役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	報 酬 支 払 額	総 代 会 承 認 額
理 事	21,605	26,000
監 事	1,304	1,500
合 計	22,909	27,500

注1 上記は、協同組合における金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2 支払人数は、理事27名、監事3名です。

注3 上記以外に、支払った役員退職慰労金はありません。

- 「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。
- 当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」に該当するものはいません。

《総資金利鞘等》

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用利回 (a)	0.67	0.90
資金調達原価率 (b)	0.57	0.69
総資金利鞘 (a-b)	0.10	0.21

(注) 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

《総資産利益率》

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.10	0.24
総資産当期純利益率	0.08	0.18

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

《固定金利および変動金利の定期預金残高》

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
固 定 金 利	24,415,805	22,057,263
変 動 金 利	-	-
定期預金合計	24,415,805	22,057,263

《固定金利および変動金利の貸出金残高》

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
固 定 金 利	3,024,153	2,805,036
変 動 金 利	5,697,708	5,434,884
貸 出 金 合 計	8,721,861	8,239,920

【経理・経営内容】

《有価証券、金銭の信託等の評価》

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項 目		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	－	－	－	－	－	－
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－	－
地方債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	－	－	－	－	－	－
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,100	2,010	△ 89	1,900	1,741	△ 158
	計	2,100	2,010	△ 89	1,900	1,741	△ 158
社債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	400	407	7	100	102	2
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,200	2,134	△ 65	2,500	2,419	△ 80
	計	2,600	2,542	△ 57	2,600	2,521	△ 78
合計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	400	407	7	100	102	2
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	4,300	4,145	△ 154	4,400	4,160	△ 239
	計	4,700	4,552	△ 147	4,500	4,262	△ 237

その他保有目的の債券

(単位:百万円)

項 目		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	207	200	7	－	－	－
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,318	1,399	△ 81	1,424	1,599	△ 174
	計	1,526	1,600	△ 73	1,424	1,599	△ 174
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	－	－	－	－	－	－
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,893	2,000	△ 106	1,892	2,100	△ 207
	計	1,893	2,000	△ 106	1,892	2,100	△ 207
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	－	－	－	－	－	－
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	5,977	6,200	△ 223	5,444	5,700	△ 255
	計	5,977	6,200	△ 223	5,444	5,700	△ 255
その他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	－	－	－	827	779	47
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	755	779	△ 23	－	－	－
	計	755	779	△ 23	827	779	47
合計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	207	200	7	827	779	47
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	9,946	10,379	△ 433	8,761	9,400	△ 638
	計	10,153	10,580	△ 426	9,588	10,179	△ 590

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位:千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関連法人等 株式	信組情報サービス株式会社	100	100
	株式会社商工組合中央金庫	100	100
	計	200	200

金銭の信託、デリバティブ取引はありません。

【資金調達】

《預金種目別平均残高》

(単位:百万円・%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	14,962	36.6	12,890	35.0
定 期 性 預 金	25,974	63.4	23,911	65.0
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	40,936	100.0	36,801	100.0

《預金者別預金残高》

(単位:百万円・%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	17,995	45.5	16,893	48.2
法 人	21,530	54.5	18,191	51.8
医 療 法 人 等	21,530	54.5	18,191	51.8
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	—	—	—	—
合 計	39,526	100.0	35,084	100.0

【資金運用】

《貸出金種類別平均残高》

(単位:百万円・%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	—	—	—	—
証 書 貸 付	9,064	100.0	8,428	100.0
当 座 貸 越	—	—	—	—
合 計	9,064	100.0	8,428	100.0

《貸出金担保別残高》

(単位:百万円・%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	0	0.0	4	0.0
不 動 産	6,236	71.5	5,864	71.2
小 計	6,236	71.5	5,868	71.2
信用保証協会・信用保険	16	0.2	13	0.1
保 証	2,380	27.3	2,280	27.7
信 用	89	1.0	78	1.0
合 計	8,721	100.0	8,239	100.0

(注) 信用保証協会は鹿児島県信用保証協会・奄美群島振興開発基金であります。

《住宅ローン残高》

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
	金 額	金 額
住 宅 ロ ー ン	5,041	4,775

(注) 平成6年10月制定したものであります。

平成24年4月より新型住宅ローン(固定金利型)の取り扱いを開始しました。

《貸出金使途別残高》

(単位:百万円・%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	2,732	31.3	2,605	31.6
設 備 資 金	5,989	68.7	5,634	68.4
合 計	8,721	100.0	8,239	100.0

《貸倒引当金の内訳》

(単位:千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当	26,144	△ 2,079	24,699	△ 1,445
個 別 貸 倒 引 当	—	—	—	—
貸 倒 引 当 金 合	26,144	△ 2,079	24,699	△ 1,445

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

《貸出金業種別残高・構成比》

(単位:百万円・%)

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医 療 ・ 福 祉	826	9.5	700	8.5
その他のサービス	310	3.5	243	2.9
そ の 他 の 産 業	113	1.3	114	1.4
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,472	85.7	7,182	87.2
合 計	8,721	100.0	8,239	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載 (一部)

《有価証券種類別平均残高》

(単位:百万円・%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,600	10.5	1,599	10.7
地 方 債	3,889	25.4	3,981	26.5
社 債	9,182	59.9	8,633	57.6
株 式	0	0.0	0	0.0
貸 付 信 託	—	—	—	—
証券投資信託	645	4.2	779	5.2
外 国 証 券	—	—	—	—
合 計	15,317	100.0	14,994	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

【貸出金等に関する指標】

《貸出金償却額》

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
貸出金償却額	－	－

《協法金開示債権（リスク管理債権）および金融再生法開示債権の保全・引当状況》

(単位:百万円・%)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10	8
危険債権額	－	－
要管理債権	－	－
三月以上延滞債権額	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－
小計（A）	10	8
保全額（B）	10	8
担保・保証額（C）	10	8
個別貸倒引当金（D）	－	－
一般貸倒引当金（E）	0	0
保全率（B）／（A）	100.00	100.00
引当率（(D)+(E)）／（(A)－(C)）	100.00	－
正常債権（F）	8,714	8,233
総与信残高（A）＋（F）	8,725	8,242

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「担保・保証額」（C）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」（D）は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「一般貸倒引当金」（E）は、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、「要管理債権」に対して引当てた額を記載しております。
9. 「正常債権」（F）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

【リスク管理体制・法令遵守体制】

《リスク管理体制》

金融機関の各種リスクは、金融の自由化、国際化、技術革新などに伴い多様化しており、当組合でも自己責任経営の原則に基づき、法令・諸規定の遵守と相互牽制制度を実践し、当面する信用リスク・金利変動リスク・事務リスクなどの回避に努めております。

- 内部事務管理
毎月マニュアルに基づく内部検査を実施するとともに、定例監査会また期中・期末の公認会計士による決算監査を実施して事務取扱いの適正化と厳正化に努めています。
- 収益管理
毎月、月次決算を実施して、預金・貸出金・預け金などの金利動向を把握するとともに余資の運用状況を検討し、収益管理を徹底しております。
- 融資審査管理
常務会にて、全融資案件について十分なる審議を行い、また金融検査マニュアルに基づく自己査定の実施内容など協議し、一方、適宜、管理回収状況などについて報告をしております。
- 資金運用管理
毎月常務会において、余資の運用基準に基づく、資金運用計画と実績について、審議・決定しております。
- 防犯・防災体制
非常通報装置および防犯カメラを設置しているほか、警備保障会社による夜間警備、コンピュータの重要ソフトとデータの外部保管(九州共同㈱)を委託しております。

《法令遵守（コンプライアンス）体制》

当組合においては、コンプライアンスへの取り組みの行動綱領を次のとおり定め、全役職員が信用組合としての公共的使命を果たすため、法令や規則を厳格に遵守して、キメ細かい金融サービスを提供するよう、その実践計画に基づき、日頃より研鑽に努めております。

- 公共的使命とキメ細かい金融サービスの提供
(1) 当信用組合は、公共的使命の重みを常に自覚し、健全経営に徹することにより、医師会および医療機関ならびに会員の金融の円滑化に努めます。
(2) 当信用組合は、常に組合員の方々のニーズに応えるとともに、キメ細かい金融サービスの向上に努めることにより、医師会および医療機関ならびに会員の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。
- 法令遵守と信頼の確保
(1) 当信用組合は、常に各種法令・規則を遵守し、その精神を尊重します。
(2) 当信用組合は、誠実・公正な行動により、社会・医師会・組合員の方々からの信頼の確保に努めます。
- 組合情報の開示と経営の透明性の確保
当信用組合は、常に組合情報を積極的かつ公正に開示するとともに、組合員の方々および医師会ならびに役職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。
- 役職員の人権の尊重等
当信用組合は、役職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
- 環境問題への取り組み
当信用組合は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
- 社会貢献活動への取り組み
当信用組合は、金融サービスの提供や医師会活動への協力により、会員および地域の方々への地域貢献に努めます。
- 反社会的勢力との対決
当信用組合は、反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かいこれを排除していきます。

【バーゼルⅢ第3の柱による開示】

《自己資本の構成に関する事項》

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,174,730	3,244,916
うち、出資金及び資本剰余金の額	28,660	28,086
うち、利益剰余金の額	3,147,809	3,218,523
うち、外部流出予定額 (△)	1,738	1,693
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	26,144	24,699
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	26,144	24,699
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,200,875	3,269,616
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	519	444
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	519	444
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	519	444
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	3,200,355	3,269,171
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	17,864,744	16,402,436
資産（オン・バランス）項目	17,862,236	16,400,777
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△600,000	△300,000
オフ・バランス取引等項目	2,508	1,659
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	430,416	446,824
資本フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	18,295,160	16,849,260
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.49%	19.40%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しており

※当組合の自己資本比率は国内基準4%をクリアし、国際統一基準8%をも大幅に上回る高い安全性・健全性を維持しています。

【バーゼルⅢ第3の柱による開示】

《金利リスクに関する事項》

(単位：百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	574	701	67	59
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	425	554		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	574	701	67	59
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,269		3,200	

※最大値の金利リスク量は、有価証券の含み損益や自己資本余力、自己資本比率の指標等を鑑みて、健全性について問題は無いと判断しております。

[リスク管理の方針および手続の概要]

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を示しますが、当組合では、銀行勘定における金利リスクを定期的な評価・計測を行い、適正な管理を行っております。
- ・リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明
担当部署が金利リスクに係るモニタリングを行い、常務理事会・理事会等へ報告し管理方針やリスク削減対策等の協議を行っています。
- ・金利リスク計測の頻度
有価証券の評価損益の計測は日々モニタリングを行い、それ以外の計測は四半期で行い、「統合リスク管理」として常務理事会・理事会等へ報告しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当組合では、デリバティブ取引などによる金利削減取引は行っておりません。

[金利リスク算出手法の概要]

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEの概要
- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25 年
 - ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5 年
 - ・流動性預金への満期の割り当て方法
コア預金モデルは、金融庁標準方式を採用しています。
 - ・固定金利貸出(住宅ローン)の期限前返済や定期預金の早期解約に関する事項
貸出金・定期預金ともに金融庁告示の保守的な前提の反映により考慮しております。
 - ・複数の通貨の集計方法及びその前提
1 通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有しておりません。
 - ・スプレッドに関する前提は、考慮しておりません。
 - ・内部モデルの使用等、ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金モデルは金融庁標準方式を採用しております。

[金利リスク算定手法の概要]

- ・金利ショックに関する説明
100BPVを採用しています(ΔEVEの場合、円金利のショック幅は同じですが、外貨金利の場合にはショック幅は異なります)
また、内部管理においてはVaR採用しています。

《自己資本調達手段について》

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により成されております。

《普通出資》

①発行体：鹿児島県医師信用組合

②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：28 百万

《自己資本の充実度に関する評価方法について》

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

《信用リスクについて》

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規定」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

融資審査管理は、常務会にて全融資案件について充分なる審議を行い、適宜管理回収状況などについて報告を行っております。

また、貸出資産については自己査定基準に基づき厳格な資産査定を行っており、内容についても役員会等に詳細に報告しております。

信用コストである貸倒引当金は、「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しています。

自己査定により区分した正常先債権及び要注意先債権については、貸倒実績率及び税法基準により算定した金額を一般貸倒引当金として計上し、破綻懸念先債権及び実質破綻先債権並びに破綻先債権については、回収可能見込額控除後の債権額(Ⅲ・Ⅳ分類額)に相当する額を、それぞれ個別貸倒引当金として計上しています。

《証券化エクスポージャーに関する事項》

該当ありません。

《オペレーショナル・リスクについて》

オペレーショナル・リスクは、事務リスクやシステムリスク等業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では「オペレーショナル・リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備し、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

《出資その他これに類する エクスポージャーについて》

当組合の銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、出資金で全国信用協同組合連合会普通出資 2,000 万円と特別出資 3,000 万円、株式で信組情報サービス(株)の 10 万円、(株) 商工組合中央金庫の 10 万円が該当いたします。

当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

《銀行勘定における金利リスクについて》

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行っています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測をし、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

《信用リスク削減手法等について》

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化する為の措置をいい、具体的には「適格金融資産担保」・「貸出金と自組合預金の相殺」・「保証」などが該当します。

担保や保証による安全措置は、あくまでも補完的な位置付と認識しており、担保や保証に過度に依存しないように努めています。

与信審査の結果、担保、保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約をいただくなど適切な取り扱いに努めています。

《派生商品取引および長期決済期間取引の 相手方のリスク管理の方針および手続の概要》

該当ありません。

【バーゼルⅢ第3の柱による開示】

《信用リスクとオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額》

(単位:百万円)

所 要 自 己 資 本 の 額	令和6年度	令和7年度
信用リスクの所要自己資本の額	714	656
オペレーショナル・リスクの所要自己資本の額	17	17
合 計	731	673

信用リスクの所要自己資本の額は、信用リスク・アセットの額の合計額×4%で算出しています。

オペレーショナル・リスクの所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額×4%で算出しています。

信用リスクとオペレーショナル・リスクとの所要自己資本の合計額は、リスク・アセット等計×4%で算出しています。

《三月以上延滞エクスポージャーの期末残高》

(単位:百万円)

業種別	令和6年度	令和7年度
医療・福祉	—	—
個 人	—	—
合 計	—	—

《一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額》

(単位:百万円)

一般貸倒引当金	令和6年度	令和7年度	増減額
合 計	26	24	△ 2

(単位:百万円)

個別貸倒引当金	令和6年度	令和7年度	増減額
医療・福祉	—	—	—
個 人	—	—	—
合 計	—	—	—

《期中に償却した全ての貸出金償却の額》

(単位:百万円)

貸出金償却の額	令和6年度	令和7年度
医療・福祉	—	—
個 人	—	—
合 計	—	—

【バーゼルⅢ第3の柱による開示】

《自己資本の充実の状況（信用リスク・アセット、所要自己資本額）》

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ、信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計 ※1	17,864	714	16,402	656
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	17,864	714	16,402	656
(i) ソブリン向け	1	0	1	0
(ii) 金融機関向け	3,945	157	3,293	131
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	2,483	99	2,322	92
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	2,640	105	2,429	97
トランザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	1,761	70	1,706	68
自己居住用不動産等向け	1,761	70	1,706	68
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	1,400	56	1,500	60
(viii) 延滞等向け	—	—	—	—
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
(x) 株式等	779	31	1,013	40
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポ	5,000	200	4,250	170
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	50	2	50	2
(xiv) その他	404	16	135	5
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	600	—	300	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	430	17	446	17
BI	286		297	
BIC	34		35	
ハ、単体総所要自己資本額（イ+ロ）	18,295	731	16,849	673

1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

【バーゼルⅢ第3の柱による開示】

《信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高》

(単位:百万円)

業種区分・期間区分 エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金		債券		デリバティブ取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	290	279	—	—	290	279	—	—	—	—
金融業・保険業	2,519	2,207	—	—	2,519	2,207	—	—	—	—
不動産業	1,932	1,998	—	—	1,932	1,998	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	3,042	2,535	—	—	3,042	2,535	—	—	—	—
医療・福祉	826	700	826	700	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	596	342	309	242	286	100	—	—	—	—
その他の産業	1,374	1,865	113	114	1,261	1,750	—	—	—	—
国・地方公共団体等	5,519	5,217	—	—	5,519	5,217	—	—	—	—
個人	7,472	7,182	7,472	7,182	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	23,575	22,328	8,721	8,239	14,853	14,088	—	—	—	—
1年以下	985	6,408	85	5,711	899	696	—	—		
1年超5年以下	4,945	5,358	1,204	842	3,741	4,516	—	—		
5年超10年以下	7,926	6,010	1,782	753	6,144	5,256	—	—		
10年超	8,961	3,724	5,650	932	3,311	2,791	—	—		
期間の定めないもの	755	827	—	—	755	827	—	—		
その他	—	—	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	23,575	22,328	8,721	8,239	14,853	14,088	—	—		

- オフ・バランス取引を除く。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
- 上記の「その他」は、業種区分・期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
- 貸出金は個別貸倒引当金の控除前の金額を、又その他有価証券は、評価差額が正の場合は差引後の金額を表示しています。
- 「債券」は、国債と地方債と社債(政府保証債含む)の合計額(株式を除く)です。

《業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等》

(単位:百万円)

業 種	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

《リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等》

(単位:百万円)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	31,837	—	—	31,837	28,519	—	—	28,519
40%～70%	3,000	—	—	3,000	2,800	—	—	2,800
75%	785	3	100	788	699	2	100	697
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	838	—	—	838	743	—	—	743
90%～100%	3,449	—	—	3,449	1,906	—	—	1,906
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	—	—	—	—	1,200	—	—	1,200
250%	779	—	—	779	779	—	—	779
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	40,690	3	—	40,694	36,649	2	—	36,647

(注) 1. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

《信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー》

(単位:百万円)

ポートフォリオ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
		—	—	—	—

「信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー」の表示を変更しております。

【バーゼルⅢ第3の柱による開示】

《標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳》

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	13	-	13	-	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,600	-	1,600	-	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,100	-	4,100	-	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	19,275	-	19,275	-	3,945	20%
（うち、第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け）	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	5,639	-	5,639	-	2,483	44%
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,834	3	2,834	3	2,640	93%
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	5,032	-	5,032	-	1,761	35%
（うち自己居住用不動産等向け）	5,032	-	5,032	-	1,761	35%
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
（うちA D C向け）	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	1,400		1,400		1,400	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	16		16		1	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等によ る保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	779	-	779	-	779	100%
合計					13,011	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	12	-	12	-	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,599	-	1,599	-	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,100	-	4,100	-	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	16,018	-	16,018	-	3,293	21%
（うち、第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け）	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	5,444	-	5,444	-	2,322	43%
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,606	2	2,602	2	2,429	93%
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	4,875	-	4,875	-	1,706	35%
（うち自己居住用不動産等向け）	4,875	-	4,875	-	1,706	35%
（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
（うちA D C向け）	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	1,200		1,200		1,500	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	13		13		1	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等によ る保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	779	-	779	-	1,013	130%
合計					12,267	

注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

【バーゼルⅢ第3の柱による開示】

《標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳》

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																	（単位：百万円）		
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%				
	令和6年度																			
現金	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
我が国の地方公共団体向け	4,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	18,975	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-			
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	2,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,700	-	-	-			
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	5,032	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	5,032	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
信用保証協会等による保証付	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
合計	5,713	16	-	21,075	-	-	-	5,032	-	-	-	-	-	3,000	-	-	-			

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																（単位：百万円）	
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計		
	令和6年度																	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,600	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,100	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,275	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	838	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,639	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	788	-	-	-	-	2,049	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,837	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,032	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,032	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	1,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,400	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	779	-	-	-	779	
合計	-	788	-	838	-	-	3,449	-	-	-	-	-	779	-	-	-	40,694	

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																（単位：百万円）	
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%		
	令和7年度																	
現金	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,599	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	4,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	15,718	-	-	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-	-	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	2,200	-	-	-	-	-	-	-	-	2,500	-	-	-	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	4,875	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	4,875	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	5,711	13	-	17,918	-	-	-	4,875	-	-	-	-	2,800	-	-	-	-	

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															（単位：百万円）	
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和7年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,599	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,100	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,018	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	743	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,444	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	697	-	-	-	-	1,906	-	-	-	-	-	-	-	-	2,604	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,875	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,875	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,200	-	-	-	1,200	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	779	-	-	779	
合計	-	697	-	743	-	-	1,906	-	-	-	-	1,200	779	-	-	36,647	

【その他業務】

《代理貸付残高の内訳》

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
独立行政法人福祉医療機構	16	11
全国信用協同組合連合会	－	－
合 計	16	11

《手数料》

1) 振込手数料

○協力預金をご利用の方は、振込手数料は無料です。
当組合にて負担いたします。

電話にて、当組合の先生または法人名義「普通預金口座」「決済用預金口座」より「指定登録された振込先」へお振込みができます。

(2) その他の手数料

○残高証明書発行手数料は、定型発行分のみ無料です。

○定型発行外・再発行手数料は、500円(税込)です。

○残高証明書発行時期

①個人:依頼書をご提出済みの希望者へ毎年12月末現在の預金・融資の残高を1月中にご案内しております。

②法人：全組合員の法人名義の先生方へ毎決算月末の預金・融資残高を翌月にご案内しております。

○通帳・証書・出資証券の再発行手数料は、1,000円(税込)です。

《主要な事業の内容》

業 務	事業内容
預金業務	普通預金・通知預金・納税準備預金 定期預金・定期積金
貸出業務	手形貸付・証書貸付
商品有価証券売買業務	取り扱っておりません。
有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、その他の証券で運用いたしております。
内国為替業務	送金為替を取り扱っております。
外国為替業務	取り扱っておりません。
社債受託および登録業務	取り扱っておりません。
金融先物取引等の受託等業務	取り扱っておりません。
付帯業務	債務の保証業務 代理業務 ・全国信用協同組合連合会 ・独立行政法人福祉医療機構

《内国為替取扱実績》

(単位:件・百万円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
振 込	他の金融機関向け	12,481	16,142	12,324	17,576
	他の金融機関から	3,340	2,886	3,142	3,836

《店舗一覧表》

(令和7年7月現在)

店 名	住 所	電 話
本 店	〒890-0053	(099)251-3821
	鹿児島市中央町8番地1	FAX
	(鹿児島県医師会館1階)	(099)252-6184

《地区一覧》

営業地区	鹿児島県内全域
------	---------

《法定監査の状況》

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。

従って「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人の監査によらず当組合監事による監査を受けております。

《苦情処理措置》

ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合業務課にお申し出ください。

【業務課】 099-251-3821 受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）受付時間 午前9時～午後5時
苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所でも受け付けています。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

《紛争解決措置》

東京弁護士会等

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

福岡県弁護士会紛争解決センター

福岡県弁護士会館（電話：092-791-1840）

北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

久留米センター（電話：0942-30-0144）

※上記で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、「当組合業務課」または「しんくみ相談所」

にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

（注）移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんので、ご注意ください。

【総代会に関する開示】

1. 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員が多いことから、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選出規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選出規程に則り、郡市医師会より推選された総代候補者が総代に選出されます。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は2年

総代の定数は100人以上110人以内です。郡市医師会別の定数は、組合員数により按分した数です。

(3) 郡市医師会別の定数

鹿児島市	40名	川内市	4名	鹿屋市	4名	枕崎市	2名
いちき串木野市	3名	伊佐市	2名	指宿	4名	南薩	4名
日置市	4名	薩摩郡	3名	出水郡	4名	姶良地区	9名
曾於	4名	肝属郡	2名	肝属東部	2名	熊毛地区	2名
大島郡	3名	鹿児島大学医学部	7名	合 計		103名	

3. 総代会の決議事項

第67期通常総代会が、令和8年6月20日（土）16時15分より鹿児島県医師会館で開催されました。当日は、総代103名のうち委任状を含む出席90名のもと、全議案が可決・承認されました。

(議事)

- 第1号議案 第67期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告書ならびに貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（案）の承認について
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 第68期（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）事業計画(案)および収支予算(案)の承認について
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第3号議案 第68期（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）事業年度における理事・監事の総報酬限度額の承認について
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第4号議案 第68期（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）事業年度における金融機関からの借入残高限度額について
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第5号議案 役員(理事・監事)の改選について
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第6号議案 退任役員に対する退職慰労金の支給について
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

【地域密着型金融に関する開示】

1. 項 目 地域の面的再生への積極的な参画

2. タイトル 地域医療を担う医療機関及び医師への融資サポート

3. 動機（経緯）

- ①医業経営基盤の確立並びに福利厚生に寄与する。
- ②組合員が利用しやすい融資商品の研究開発・販売促進を図る。
- ③組合員重視の低金利の融資商品を提供する。

4. 取り組み内容

- ・平成 23 年度は、「エコローン」・「マイカーローン」・「いししん学資ローン」の取り扱いを開始しました。
- ・平成 24 年度は、「新型住宅ローン」・「留学資金ローン」・「新事業ローン」の取り扱いを開始しました。
- ・平成 28 年度は、「団信付ローン」・「ドクターサポートローン」の条件改正、「新型マイカーローン」・「フリーローン(ミニ)」の取り扱いを開始しました。
- ・平成 29 年度は、新規組合員加入キャンペーン(4 月から 9 月)に伴い、特別金利融資の取り扱いを行いました。
- ・平成 30 年度は、「ネットフリーローン」および 60 周年記念キャンペーン第一弾として特別金利の「新型住宅ローン」の取り扱いを行いました。
- ・令和元年度は 60 周年記念キャンペーン第二弾「新型マイカーローン」、第三弾「新型住宅ローン」、第四弾「いししん学資ローン」の取り扱いを行いました。
- ・令和 2 年度は昨年に引き続き、金利優遇キャンペーンの第一弾「新型マイカーローン」、第二弾「新型住宅ローン」、第三弾「いししん学資ローン」の取り扱いを行いました。
- ・令和 3 年度は昨年に引き続き、金利優遇キャンペーンの第一弾「新型マイカーローン」、第二弾「新型住宅ローン」、第三弾「いししん学資ローン」の取り扱いを行いました。また、「医業経営プライム」の取り扱いを行いました。
- ・令和 4 年度は、金利優遇キャンペーンとして、第一弾「ネットフリーローン」、第二弾「いししん学資ローン」の取り扱いを行いました。
- ・令和 5 年度は昨年に引き続き、金利優遇キャンペーンの「ネットフリーローン」、「いししん学資ローン」の取り扱いと、新たに SBI 生命の団体信用生命保険取り扱いを開始しました。
- ・令和 6 年度は、金利優遇制度の導入、金利優遇キャンペーンの「住宅ローン」、「ネットフリーローン」、「いししん学資ローン」の取り扱いを行いました。
- ・令和 7 年度は、「新規開業ローン」、「事業承継ローン」、「リフォームローン」の取り扱いを開始し、「マイカーローン固定金利キャンペーン」、「学資ローン特別金利キャンペーン」の取り扱いを行いました。

5. 今後の取り組み

今後とも低金利で組合員が利用しやすい融資商品の研究開発、販売促進に努めてまいります。

6. 取り組み実績

(令和 8 年 3 月末残高・単位：百万円)

融 資 商 品	件 数	金 額
住 宅 ロ ー ン	204	4,775
フ リ ー ロ ー ン	82	176
団 信 付 ロ ー ン (事 業 ・ 消 費)	17	196
学 資 ロ ー ン	87	894
新 型 マ イ カ ー ロ ー ン	18	57
留 学 資 金 ロ ー ン	6	35
医 業 経 営 プ ラ イ ム	20	129
研 修 医 フ レ ッ シ ュ ロ ー ン	52	59
一 般 融 資	341	1,754
季 節 特 別 融 資	10	31
そ の 他	13	127
合 計	850	8,239

※百万円未満切り捨てのため、内訳の合計は一致しません。

【「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針】

鹿児島県医師信用組合

当組合は「経営者保証に関するガイドライン」を自発的に尊重し遵守してまいります。

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が平成 25 年 12 月 5 日に公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客様と保証契約を締結する場合は、また、保証人のお客様が本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

【「経営者保証に関するガイドライン」への対応】

《「経営者保証に関するガイドライン」への対応》

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

《「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況》

令和 7 年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は 1 件(前年度 0 件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は 0%(同 0%)、「保証契約を解除した件数」は 0 件(同 0 件)、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)」は 0 件(同 0 件)となっております。

【中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況】

中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、組合員の繁栄に寄与するため以下の方針に基づき、経営支援に全力で取り組んでまいります。

1.基本方針

当組合は鹿児島県内の医師会員により成り立っております。

組合員の発展に寄与する事が最大の使命との経営理念を基に、組合員の経営に関する課題や開業等の相談に対して、迅速かつ誠実に対応し健全経営に向けて指導助言を行うことは、医師会員ひいては地域の方々・地域経済の発展に寄与貢献するものであり、我々の重要な役割であると考えております。

2.経営支援に向けた具体的な方針・態勢整備

- (1)組合員からの相談等に対し、迅速かつ誠実に経営内容の把握や医師としての経験や資産状況等について丁寧な聞き取りを行い、今後の事業展開や経営改善に向けた問題点や課題を掲げ、経営改善に向けて適切な経営指導を行うとともに、組合員の積極的取り組みに対しても支援を行っております。
- (2)日頃から渉外担当者による郡市医師会・個別訪問活動により、多くのお客様の要望・相談の聞き取りを行っております。
貸付条件変更等の申し込み・相談があった場合には、迅速に役席会や常務理事会へ報告・検討を行い、組合員の経営改善に向けて積極的に取り組んでおります。
- (3)住宅購入資金等のニーズに応えるために、日頃より大手住宅メーカー等からの情報収集に努め、融資推進により医師会員の医業経営および地域医療の基盤充実に尽力しております。
また、新規開業相談等の場合は、申出内容を吟味のうえ、適切なアドバイスや指導を行いながら、規模に応じて地元金融機関との協調を行うなど、適切な資金支援を行っております。
- (4)専門的な経営課題等については、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・意見等が必要であり、外部機関と業務委託契約を結び、コンサルティング機能を高めるよう努めております。
- (5)さまざまな資金ニーズに対応するために、幅広い商品から選択できるように、組合員のライフスタイルや事業ニーズに合わせた商品開発を行っております。

3.経営支援体制

融資担当者が「経営相談・支援担当者」となり、組合内で役席会での検討を行い、経営支援責任者(常勤常務)が取りまとめ、常務理事会へ諮るなど、迅速かつ適切に組合員からの幅広い相談に対応しております。

4.地域の活性化に関する取り組み状況

医師系の金融機関としての強みを活かし、組合員の更なる利便性の追求とニーズに迅速に対応できる態勢作りを行い、設備資金や運転資金、また、福利厚生資金等、医業経営の安定・向上を目的とした融資の推進を行い、金融仲介機能を発揮するよう取り組んでおります。

◎地域密着型金融の取り組みにかかる主要計数の開示

・経営改善支援等の取り組み状況

(単位:先数、%)

期初債務者数(A)	うち経営改善支援取組先(α)				経営改善支援取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
		αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数(β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数(γ)	αのうち再生計画を策定した先数(δ)			
143	0	0	0	0	0	0	0

【地域貢献に関する開示】

《地域に貢献する当組合の経営姿勢》

- ① 医師会活動に協力することにより、医師会員及び地域の方々への貢献に努めます。
- ② 融資推進により、医師会員の医業経営及び地域医療の充実に寄与します。

《文化的・社会的貢献に関する活動》

鹿児島県医師会が主催する「救急医療週間行事」に協力しています。

《預金を通じた地域貢献》

- ① 協力預金（普通預金・決済用預金）
開業の先生方や医療法人をはじめ、医師会関係等にご協力いただき、令和8年3月末121億円の残高となりました。
 - ② 医業経営対策積立金
勤務の先生方をはじめ組合員全員にご協力いただき、58億円の残高となりました。
- 以上、①と②の協力預金等の合計額179億円のうち、45%にあたる約82億円が先生方へのご融資金として活用され、地域医療に貢献しています。

《融資を通じた地域貢献》

令和7年度 新規の融資実行額

(単位：百万円)

融 資 商 品	件 数	実 行 金 額
住 宅 ロ ー ン	6	238
フ リ ー ロ ー ン	24	68
団信付ローン(事業・消費)	1	40
学 資 ロ ー ン	6	82
新型マイカーローン	2	7
留 学 資 金 ロ ー ン	1	10
医業経営プライム	0	0
研修医フレッシュローン	9	22
一 般 融 資	64	324
季節資金特別融資	5	28
不動産担保付融資	1	6
合 計	119	827

※百万円未満切り捨てのため、内訳の合計は一致しません。

【財務諸表の適正性、内部監査の有効性についての確認】

私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係わる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和 8 年 6 月 20 日
鹿児島県医師信用組合
理事長 牧角 寛郎

【マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策】

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融（以下、「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- （１）当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- （２）当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- （３）当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融庁ならびに警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年３月
鹿児島県医師信用組合